

自然公園等保護基金（2026年） 募集要項

2025年12月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

故大井敦子様の遺産を活用して、日本国内の自然公園等におけるすぐれた自然環境の保存及び活用に関する実践活動、普及啓発活動等を行う団体に対して、その活動を側面から支援して活動成果の助長奨励の一助とすることで、人間が健康的で豊かな生活を享受できる自然環境の保全に寄与することを目的とします。

助成額

※ 1 団体の応募は 1 件まで

法人格がある団体 (法人設立後 2 年以上)	1 件あたり <u>100万円</u> 以内 自然公園法に基づき指定された自然公園で行われる事業であり、国や自治体等行政との協働事業を行う場合は上限1000万円
法人格がある団体 (法人設立後 2 年未満（前身体体から 2 年以上）)	1 件あたり <u>50万円</u> 以内
法人格がない団体	1 件あたり <u>50万円</u> 以内

助成総額

3000万円程度

募集期間

2025年12月 1 日(月)～2026年 2 月 2 日(月)（※WEB申請 17：00締切）

助成対象

1 助成対象活動 日本国内において実施される事業または活動で、以下の要件をすべて満たしたもの

(1) 自然環境保全のため①から④のいずれかの活動であること

- ① 自然環境の保全（森林、里地里山、里海の保全・整備等）
- ② 生物多様性の保全（絶滅危惧種や野生生物の保護や調査、特定外来生物の駆除等）
- ③ 自然教育・伝承（地域住民や子どもへの環境教育、自然体験、里山文化等の伝承）
- ④ 被災地における自然環境等の復興

(2) 応募団体が自ら企画・主催するものであること

(3) 継続性かつ発展性がある事業であること

(4) 営利を目的としない事業であること

2 助成対象団体 以下の要件を全て満たしている団体

(1) 日本国内に活動拠点を有する 非営利団体で応募時点で 2 年以上の活動実績があること

ただし、法人格がない団体（任意団体等）については、5 人以上のメンバーで構成され、会則、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画・報告書、予算・決算書が整備されていることを条件

とします。

(2) 団体の活動をホームページやSNSで公表していること

※反社会的勢力とは一切関わっていないこと。国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。

3 助成対象期間 2026年4月1日～2027年3月31日（期間内であれば、実施回数や時期は問いません）

4 対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。別表1をご確認ください。

応募方法

(1) 1次選考 【募集締切：2026年2月2日（月）17：00】

◆応募方法：応募フォーム（<https://form.run/@oubo-shizenkouenn>）

◆選考結果：2026年2月下旬頃に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

(2) 2次選考 【提出締切：2026年3月9日（月）17：00】

◆提出方法：応募フォーム（1次選考結果通知時に通過団体にのみURLを案内します）

◆提出書類 ※1次選考から2次選考までの期間が短いため、あらかじめご用意ください。

- ① 申請補助資料（助成実績・収支概要）※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロード
- ② 定款または団体の規約 ※任意団体の場合は役員名簿やメンバー表も併せて提出してください。
- ③ 前年度（2024年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書
- ④ 【法人のみ】履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内）
- ⑤ 申請金額の根拠となる見積書 ※単価が5万円を超える経費は必須
- ⑥ 【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）
- ⑦ 【助成申請額が100万円を超える場合のみ】行政との協働事業を実施することを証する書類^{※1}

※1 契約書、行政が作成または記名押印した協働事業に関する文書

◆選考結果：2026年3月下旬頃に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「公益財団法人公益推進協会 自然公園等保護基金による助成事業」であることを必ず明記してください。
- ・助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り事業を遂行して下さい。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないで

ください。

・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を指定する提出フォームにて提出してください。

① 助成事業報告書（指定書式）

② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付

・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■**やむを得ず**以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- （1）助成対象事業が完了しなかったとき
- （2）助成金を他の用途に利用したとき
- （3）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- （4）公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- （5）決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- （6）応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

別表1 対象経費一覧

費目	対象	対象外
消耗品費	・活動に用いる消耗品や材料 例) 文房具、コピー代、機械燃料費、土、苗木など	
備品費	・今回の対象事業の活動で使用する備品 ※耐久財、単価が10万円を超える物品を含みます。	
賃借費	・レンタカーや重機のレンタル、会議室の貸借など	・活動に直接関わらない会議費(総会・懇親会など) ・土地賃借、事務所家賃、組織運営に関わるもの
旅費 交通費	・スタッフ、外部講師等への交通費・宿泊費	・飲食代
人件費	・講演や講義をする外部講師等への謝金 ※謝金は上限20,000円/人/回とする。	・参加者への謝金 ・有給会員、役員やスタッフへの人件費・謝金
保険料	・ボランティア保険、レクリエーション保険など	・助成期間または活動期間を超えたもの
通信費	・郵便料金、宅配代など ・携帯電話やインターネットの通信料 ※対象事業で新たに必要となるものに限る: <u>理由書(任意様式)</u> を提出	・組織運営上、使用する携帯電話やインターネット通信料 ・契約料
業務 委託費	・特殊技能や免許等が必要な専門性の高い作業を指し、自団体ではできない業務	・備品の修繕、点検費用 ・自団体で可能な作業とみなされるもの (下草刈り、田植え準備など)
調査 研究費	・文献・書籍	・セミナー受講費
その他	・上記に該当しない場合は具体的に記載する	

<注意事項>

1. 単価が5万円以上となる物品等の購入や役務の提供には見積書(写し)の提出が必要です。
2. 以下の経費は助成の対象になりません。
 - (1) 建設費、家賃・土地代・車両費などの取得費
 - (2) 振込手数料、代引き手数料等
 - (3) 活動に直接関連しない経費
 - (4) 当財団の選考委員会で否決された経費
3. 団体と関連がある会社や法人等への発注・支払いは認められません。
 関連団体、団体役員やスタッフの家族が経営している会社等への発注・支払いは助成金の対象となりませんのでご注意ください。

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 自然公園等保護基金担当

E-mail: info@kosuikyoo.com (件名は「【問合せ】自然公園等保護基金_団体名」としてください)

